

春日井市乳児等通園支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形で支援を強化するために、乳児等通園支援事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 事業の対象となる乳児又は幼児（以下「乳児等」という。）は、市内に居住し、保育所、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない、又は認可外保育施設（企業主導型保育施設を除く。）に通っている0歳6か月以上満3歳未満の乳児等とする。

(利用可能時間)

第3条 事業の利用時間は、乳児等1人当たり月4時間を上限とする。

(事前認定)

第4条 事業の利用を希望する保護者は、あらかじめ乳児等通園支援事業対象者確認申請書（第1号様式）を市長に提出し、利用の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を申請者に通知するものとする。

3 第1項の認定を受けた者（以下「利用認定者」という。）は、その認定期間中に認定事由が消滅したときは、乳児等通園支援事業利用事由消滅申請書（第2号様式）を提出しなければならない。

4 利用認定者は、その認定期間中に認定内容が変更となったときは、乳児等通園支援事業認定事項変更申請書（第3号様式）を提出しなければならない。

(利用手続)

第5条 利用認定者が事業を利用しようとするときは、こども家庭庁が運用するシステム（第12条において「総合支援システム」という。）を通じて事業を実施

する施設に利用の申請をしなければならない。

(乳児等通園支援事業者)

第6条 乳児等通園支援事業を実施する者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項の規定により乳児等通園支援事業の認可を受けた保育所（同法第35条第4項の規定により設置する保育所をいう。）、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。）又は幼稚園（学校教育法第1条に規定する幼稚園をいう。）において、事業を実施するものとする。

2 乳児等通園支援事業者は、障害児を受け入れる場合にあっては、当該障害児の障害の特性に応じた対応が可能な職員を配置するなど、体制の確保を行わなければならない。

(実施方式)

第7条 乳児等通園支援事業者は、春日井市乳児等通園支援事業の設備運営に関する基準を定める条例（令和7年春日井市条例第25号）第21条第2項に定める一般型乳児等通園支援事業により事業を実施する。

(実施期間)

第8条 事業の実施期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(開所日)

第9条 乳児等通園支援事業者は、需要や受入体制を考慮の上、事業を提供する日数を適切に設定する。

(乳児等の受入れ)

第10条 乳児等通園支援事業者は、定員の範囲内において利用の申込みがあった場合には、乳児等を受け入れなければならない。ただし、職員配置及び乳児等通園支援事業者の体制等の正当な理由により事業の提供が困難である場合には、その具体的な理由とともに市長に報告しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、受け入れる乳児等が施設を初めて利用する場合に

あつては、利用前に事前面談等を実施し、制度の意義や利用に当たっての基本的事項の伝達を行うとともに、当該乳児等の既往歴やアレルギーなどの特性、保護者の意向等を把握しなければならない。

- 3 前項の事前面談等の結果、乳児等の受入れができないと判断した場合は、乳児等通園支援事業者は、その具体的な理由とともに市に報告しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、事業の提供開始に際しては、あらかじめ利用の申込みを行った保護者に対し、提供する事業の概要、職員配置及び体制、次条第2項の規定による実費の徴収に関する事項その他の利用の申込みにおいて事業の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該保護者の同意を得なければならない。
- 5 乳児等通園支援事業者は、乳児等の性格等を考慮し、必要最小限に限り利用の初期に親子通園を取り入れることができる。
- 6 給食等の提供は、乳児等通園支援事業者の判断により行い、利用者に提供の有無について周知するものとする。提供を行う場合にあっては、衛生管理やアレルギー対応等に留意し、適切に実施するものとする。
- 7 市は、本事業を実施する施設の状況を踏まえ、配慮が必要な子どもやその保護者が当該事業を円滑に利用できるよう配慮を行う。
- 8 乳児等通園支援事業者は、配慮が必要な乳児等やその保護者については、市に報告するとともに、市と協力し、関係機関との連携に努めなければならない。
この場合において、乳児等通園支援事業者は、対象となる乳児等の保護者に対し、必要に応じて面談を行い、また、子育てに係る助言を行うほか、実際に目の前で育児の様子を見てもらう機会を設ける。
- 9 乳児等通園支援事業者は、事業の利用終了時に、利用経過等の説明を行うものとする。
- 10 乳児等通園支援事業者は、事故が生じた場合には、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和6年3月22日こ成安第36号・5教参学第39号通

知)に従い、速やかに市に報告しなければならない。

- 11 利用当日に、保護者から連絡がないまま乳児等が通園しない場合は、乳児等通園支援事業者は、当該乳児等の状況を確認しなければならない。特に、こども家庭支援センター等関係機関が連携して支援を行う必要があると市長が認めた家庭（次項及び第10条第3項において「要支援家庭」という。）等の乳児等の利用がない場合には、関係機関と情報共有し、適切に対応するものとする。
- 12 要支援家庭等の乳児等について不適切な養育の疑いを確認した場合は、関係機関に情報を共有するとともに、協働対応による相談支援を行うなど、適切な支援を行うものとする。
- 13 乳児等通園支援事業者は、集団における子どもの育ちに着目した支援計画を作成し、日々の利用状況、利用子どもの家庭状況、居住地、利用要件、利用頻度等事業の遂行に関して必要な事項についての記録を整備しておかなければならない。

（利用料）

第11条 乳児等通園支援事業者は、次の各号に掲げる保護者の区分に応じ、当該各号に定める額を利用料として徴収することができる。

- (1) 利用日において生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である者 乳児等1人1時間当たり0円
- (2) 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を課されていない者（前号に掲げる者を除く。） 乳児等1人1時間当たり60円
- (3) 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が77,101円未満である者（前2号に掲げる者を除く。） 乳児等1人1時間当たり90円
- (4) 要保護乳児等対策地域協議会に登録された要支援乳児等及び要保護乳児等の属する世帯その他市長が特に支援が必要と認めた世帯のうち、その乳児等及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、本事業に係る利用者負担

額を軽減することが適当であると認められる者（前3号に掲げる者を除く。）

乳児等1人1時間当たり150円

(5) 前各号に掲げる者以外の者 乳児等1人1時間当たり300円

- 2 乳児等通園支援事業者は、給食費、おやつ代その他の実費相当額を徴収しようとする際はあらかじめ当該実費を定め周知し、保護者の同意のうえ、徴収するものとする。

（補助金）

第12条 市は、乳児等通園支援事業者に対し、事業に要する経費について補助金を支給する。

- 2 前項の補助金の額は、次の各号に掲げる令和7年4月1日時点の乳児等の年齢の区分に応じ、当該各号に定める額により算定した額とする。

(1) 0歳児 1人1時間当たり1,300円

(2) 1歳児 1人1時間当たり1,100円

(3) 2歳児 1人1時間当たり900円

- 3 障害児（医師による診断書等により障害の事実が確認できる者を含む。）又は要支援家庭の乳児等を受け入れる場合は、1人につき1時間当たり400円を前項の補助金の額に加算して支給する。

- 4 事業を利用する保護者が前条第1項第1号から第4号までの区分に該当するときは、300円から当該各号に定める額を差し引いた額を前2項の規定により算定した額に加算して支給する。

（利用の取消しの取扱い）

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用日当日に利用の取消しがあったときは、事業の利用があったものとみなして、前条の補助金を申請することができる。
この場合において、当該補助金の支払いの対象とした利用時間については、利用したものとみなして利用予定であった者の利用可能時間から減算する。

（補助金の交付申請）

第14条 乳児等通園支援事業者が補助金を受けようとするときは、乳児等通園支

援事業補助金交付申請書（第４号様式）及び総合支援システムにおいて発行される請求書その他必要な書類を市長が指定する日までに提出しなければならない。

（交付決定）

第15条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、必要に応じて実地調査を行い、適正と認めたときは、速やかに補助金等の交付の決定をし、乳児等通園支援事業補助金交付決定通知書（第５号様式）により、乳児等通園支援事業者に通知しなければならない。

（取消及び返還）

第16条 市長は、乳児等通園支援事業者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたことが明らかとなったときは、交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

（関係書類の保存）

第17条 乳児等通園支援事業者は、本要綱に基づき作成又は受領した書類について、作成又は受領した日の属する年度の終了後、５年間保存しなければならない。

（雑則）

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

情報閲覧・共有の同意	☐ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用にあたり必要な市民税及び世帯情報、申請者等の情報等を閲覧することに同意します。
------------	--

申請者（保護者） ※こどもと同居している方が申請者になります	フリガナ			生年月日		性別		こどもの続柄	
	氏名								
	現住所	〒							
	本年1月1日時点の住所 ☐ 現住所と同じ ☐ 現住所と異なる	〒							
	前年1月1日時点の住所 ☐ 現住所と同じ ☐ 現住所と異なる	〒							
	電話番号			メールアドレス					
利用料減免の申請	☐ 有 ☐ 無								
前自治体での利用の有無	☐ 有 ☐ 無								
既に認定を受けているこどもの有無 ※認定期間内のこどもの有無になります	☐ 有 ☐ 無								

代理利用者	総合支援システムの代理利用者		☐ 有 ☐ 無						
	フリガナ				生年月日		こどもの続柄		
	氏名								
	現住所	☐ 申請者と同じ ☐ 申請者と異なる	〒						
	電話番号				メールアドレス				

乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）の対象者確認を希望することも	確認を希望することの数								
	フリガナ					生年月日		性別	
	氏名								
	現住所		☐ 申請者と同一 ☐ 申請者と異なる		〒		申請者との続柄		
	障害者手帳等の有無		☐ 有 ☐ 無	障害に係る手当等の受給状況		☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 特別児童扶養手当 ☐ 障害年金			
	その他配慮すべき事項の有無		☐ 有 ☐ 無	配慮すべき事項の詳細		☐ 疾患等（診断名等及び必要となる配慮等：指示書等の添付） ☐ 食物アレルギー（医師の診断および指示＜生活管理指導表を添付＞： ☐ 添付あり / ☐ 添付無し ☐ その他（具体的に記載：)			
	フリガナ					生年月日		性別	
	氏名								
	現住所		☐ 申請者と同一 ☐ 申請者と異なる		〒		申請者との続柄		
	障害者手帳等の有無		☐ 有 ☐ 無	障害に係る手当等の受給状況		☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 特別児童扶養手当 ☐ 障害年金			
	その他配慮すべき事項の有無		☐ 有 ☐ 無	配慮すべき事項の詳細		☐ 疾患等（診断名等及び必要となる配慮等：指示書等の添付） ☐ 食物アレルギー（医師の診断および指示＜生活管理指導表を添付＞： ☐ 添付あり / ☐ 添付無し ☐ その他（具体的に記載：)			
	フリガナ					生年月日		性別	
	氏名								
	現住所		☐ 申請者と同一 ☐ 申請者と異なる		〒		申請者との続柄		
	障害者手帳等の有無		☐ 有 ☐ 無	障害に係る手当等の受給状況		☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 特別児童扶養手当 ☐ 障害年金			
	その他配慮すべき事項の有無		☐ 有 ☐ 無	配慮すべき事項の詳細		☐ 疾患等（診断名等及び必要となる配慮等：指示書等の添付） ☐ 食物アレルギー（医師の診断および指示＜生活管理指導表を添付＞： ☐ 添付あり / ☐ 添付無し ☐ その他（具体的に記載：)			

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

春日井市長

申請者氏名

春日井市乳児等通園支援事業に係る消滅申請書

次のとおり消滅申請します。

フリガナ		ログインID（メールアドレス）	
保護者名		生年月日	年 月 日生
		住所	
		電話番号	

フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			

消滅理由	☐ 引越し【異動日 年 月 日】※転出証明書の異動日と同じ日付を記載してください。 【異動先自治体名 都道府県_____市区町村_____】	
	☐ 入所・入園等	
	☐ その他（ ）	

第3号様式（第4条関係）

年 月 日

春日井市長

申請者氏名

春日井市乳児等通園支援事業に係る変更申請書

次のとおり変更申請します。 (変更後の内容で記載してください。)

フリガナ		ログインID (メールアドレス)	
保護者名		生年月日	年 月 日生
		住所	
		電話番号	

フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			

変更箇所	☐ 氏	☐ 住所	☐ 電話番号	☐ その他
------	----------------------------	-----------------------------	-------------------------------	------------------------------

変更内容	☐ 旧氏 ()
	☐ 旧住所 ()
	☐ 旧電話番号 ()
	☐ その他変更事項 ()

変更理由	☐ 婚姻等 ☐ 引越し ☐ その他 ()
------	--

第 4 号様式（第14条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

申請者

所 在 地

事業所名

代表者名

乳児等通園支援事業補助金交付申請書

補助金等の交付申請を受けたいので、春日井市乳児等通園支援事業実施要綱第14条の規定により次のとおり申請します。

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 補助事業の目的
- 3 補助事業の内容
- 4 添付書類

第 5 号様式（第15条関係）

第 号
年 月 日

様

春日井市長

乳児等通園支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった乳児等通園支援事業補助金については、春日井市乳児等通園支援事業実施要綱第15条の規定により、次のとおり交付することを決定します。

- 1 補助金の額 円
- 2 この補助金の対象となる事業
- 3 条件